

瀬戸市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

瀬戸市議会議長 富田 宗一

瀬戸市議会規則第1号

瀬戸市議会会議規則の一部を改正する規則

瀬戸市議会会議規則（昭和32年瀬戸市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(欠席等の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、 <u>育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため</u> 欠席、遅刻又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の場合において、議員は、出産のため欠席するときは、同項の規定によるほか、あらかじめ、 <u>出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前</u> の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、 <u>その期間を明らかにして</u> 、議長に欠席届を提出することができる。	(欠席等の届出) 第2条 議員は、公務、疾病 <u>その他の事故のため</u> 欠席、遅刻又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の場合において、議員は、出産のため欠席するときは、同項の規定によるほか、あらかじめ、 <u>日数を定めて</u> 、議長に欠席届を提出することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。